

Legal Affairs Bureau

国民の権利と財産を守る

法務局

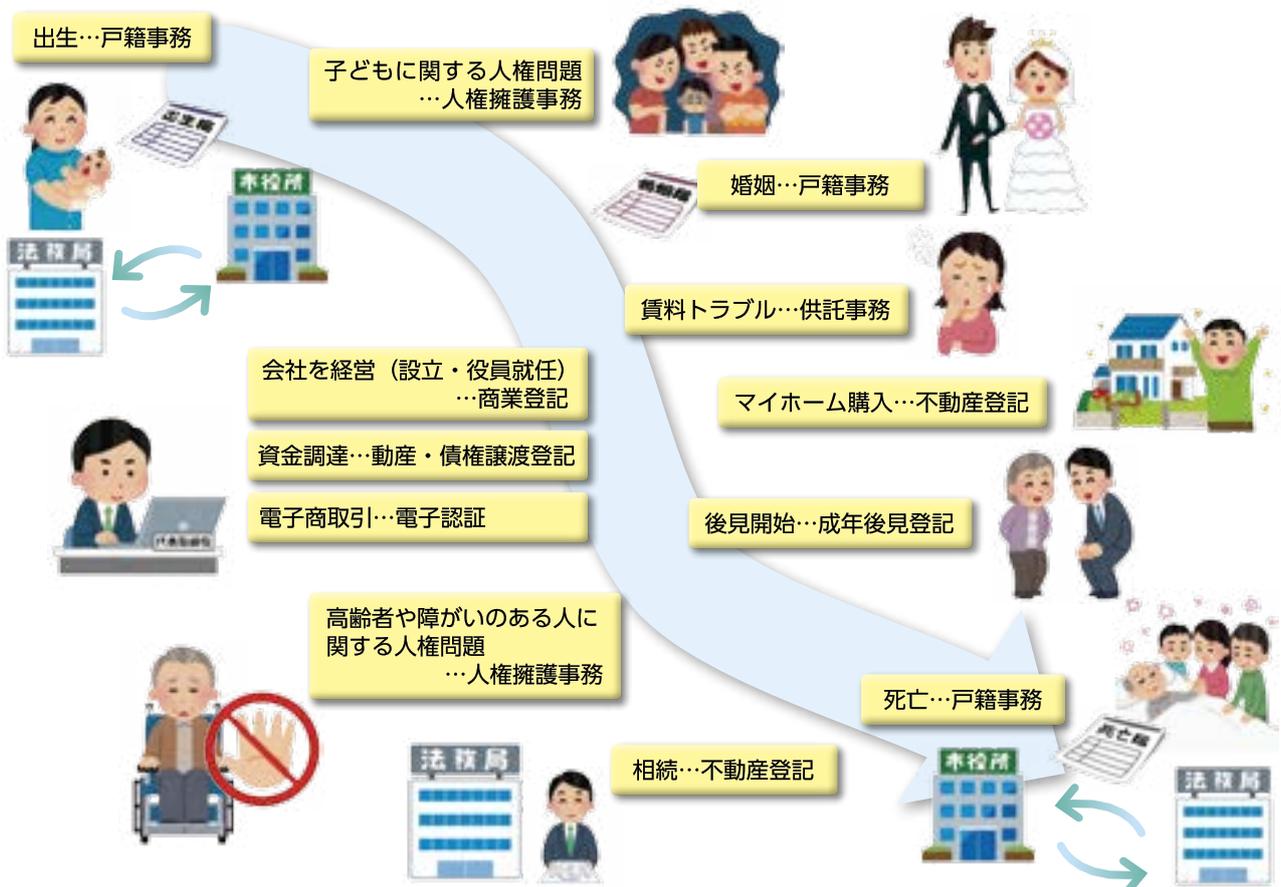


法務省民事局

目 次

法務局の沿革	3
法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進	
法定相続情報証明制度	5
長期相続登記等未了土地の解消	
自筆証書遺言の保管制度（2020年7月10日施行）	
登記所備付地図の整備	6
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	7
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	8
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	9
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

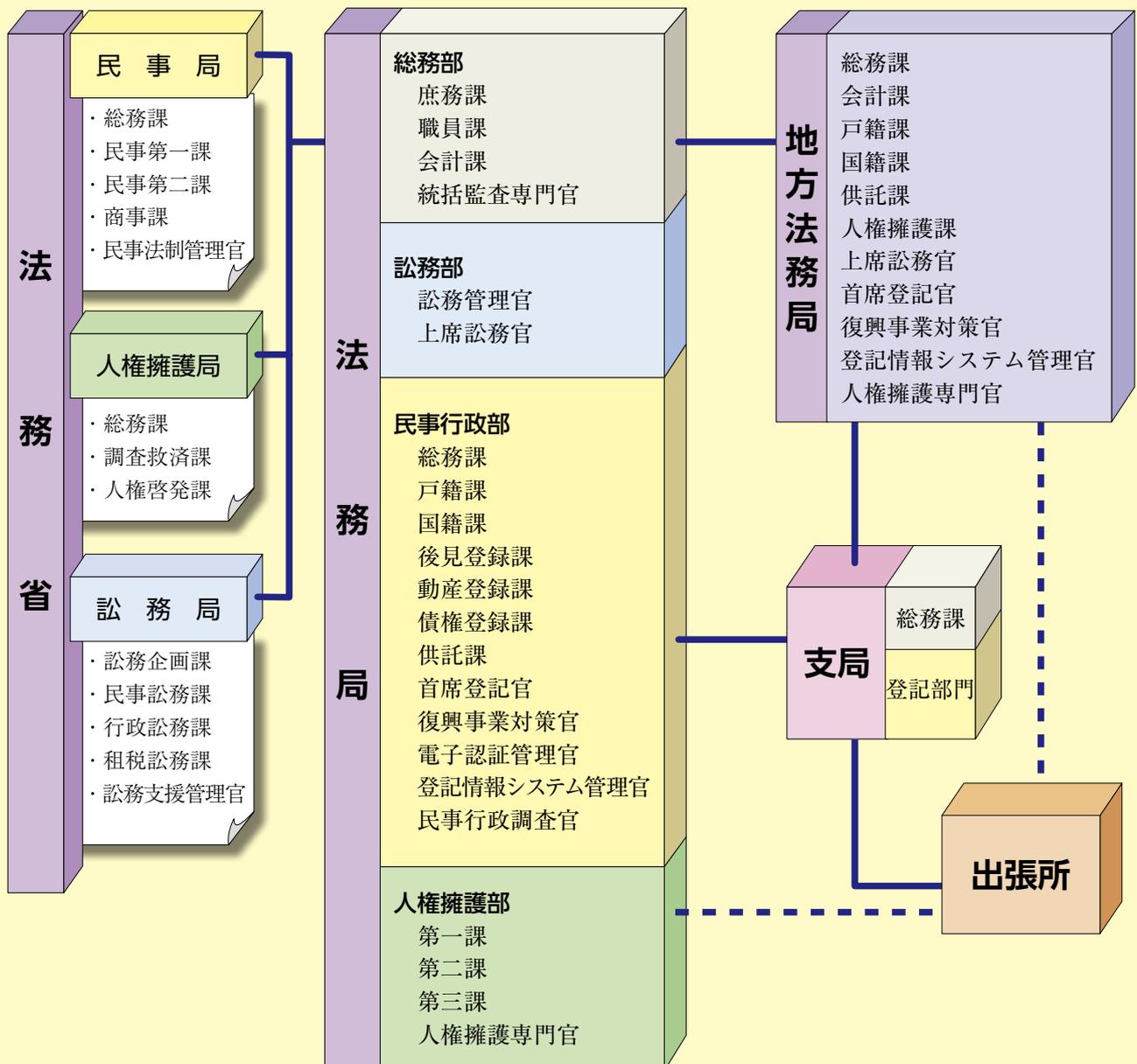
くらしの中の法務局



法務局の沿革

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 新憲法、裁判所法施行
裁判所から「司法事務局」として独立
 - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日
「法務局及び地方法務局」と改称
 - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。
- ※ 平成 29 年に法定相続情報証明制度の運用を開始した。

法務局の組織



不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

相続登記の促進

【相続登記がされていない問題について】

相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題は全国に広がっており、社会的関心を集めています。また、相続登記未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあるため、法務局においては、相続登記の促進に向けて、各種取組を行っています。

相続登記とは

- ・不動産の所有者（登記名義人）が死亡した際に行う所有権の移転の登記のことです。
- ・法定の相続分による場合、遺言に基づく場合、遺産分割協議に基づく場合などがあります。

法務局では、相続登記の促進を図る具体的な方策として、以下の取組を推進しています。

- 法定相続情報証明制度
- 長期相続登記等未了土地の解消
- 自筆証書遺言の保管制度

法定相続情報証明制度

【概要】

相続人が、戸籍関係書類等とともに、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度です。

【メリット】

本制度の利用者に、相続登記のメリットや、登記を行わないことのデメリットを登記官が説明し、相続登記を促します。また、登記申請の手続的負担や様々な相続手段における担当部署の負担の軽減ができ、社会全体のコスト削減の効果も期待できます。

長期相続登記等未了土地の解消

【概要】

長期間、相続登記が未了になっている土地について、相続人となり得る者が誰かを登記官が調査し、登記官が職権で登記記録に長期相続登記等未了土地である旨等を記録し、直接相続人に通知を行い、相続登記を促す制度です。

【メリット】

- 調査で判明した相続人に対して、登記官が直接、相続登記を促すことができます。
- 調査書類を登記申請に使用することができ、相続人の書類を用意する負担が軽減されます。
- 公共事業等の実施主体が土地の所有者を探索するコストを削減することができます。

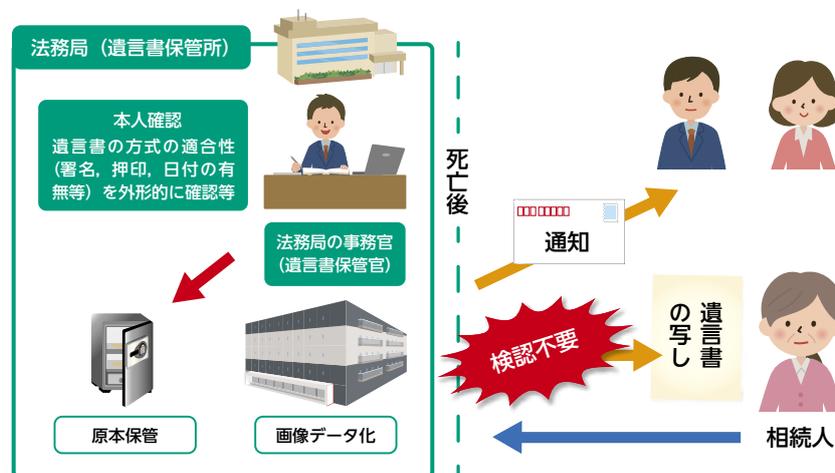
自筆証書遺言の保管制度（2020年7月10日施行）

【概要】

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局で保管し、遺言者の死亡後に、相続人・受遺者らは、遺言書の保管の有無を調べたり（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の写しの請求（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、また、遺言書の閲覧をすることができる制度です。

【メリット】

遺言書の紛失や隠匿等の防止を図るとともに、その存在の把握を容易にすることにより、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化を図ることができます。加えて、相続財産に不動産が含まれる場合には、相続登記の促進の効果も期待できます。



※遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。
※遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知します。

登記所備付地図の整備

【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

【地図を作るメリット】

○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。

○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。

○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

【登記所備付地図の整備の概要】

1 登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

全国の人口集中地域を対象（10か年、合計200km²）

2 大都市型登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象とした地図作成作業（10か年、合計30km²）

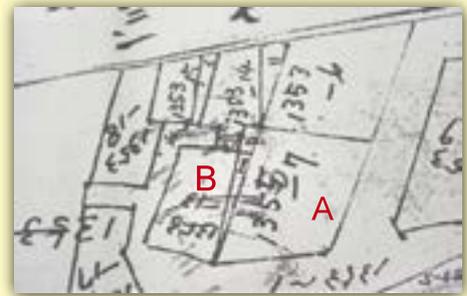
（具体例）

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備予定地域周辺で実施
- 大規模商業・産業施設整備予定地域周辺で実施
- リニア中央新幹線等の公共インフラの経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

3 震災復興型登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和2年度）

東日本大震災の被災地を対象（宮城県、福島県及び岩手県）
（6か年、合計18km²）

公図



登記所備付地図



筆界特定制度

【概要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

【制度の特色】

- 裁判より簡易迅速に筆界を特定
- 土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断
- 関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実
- 資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



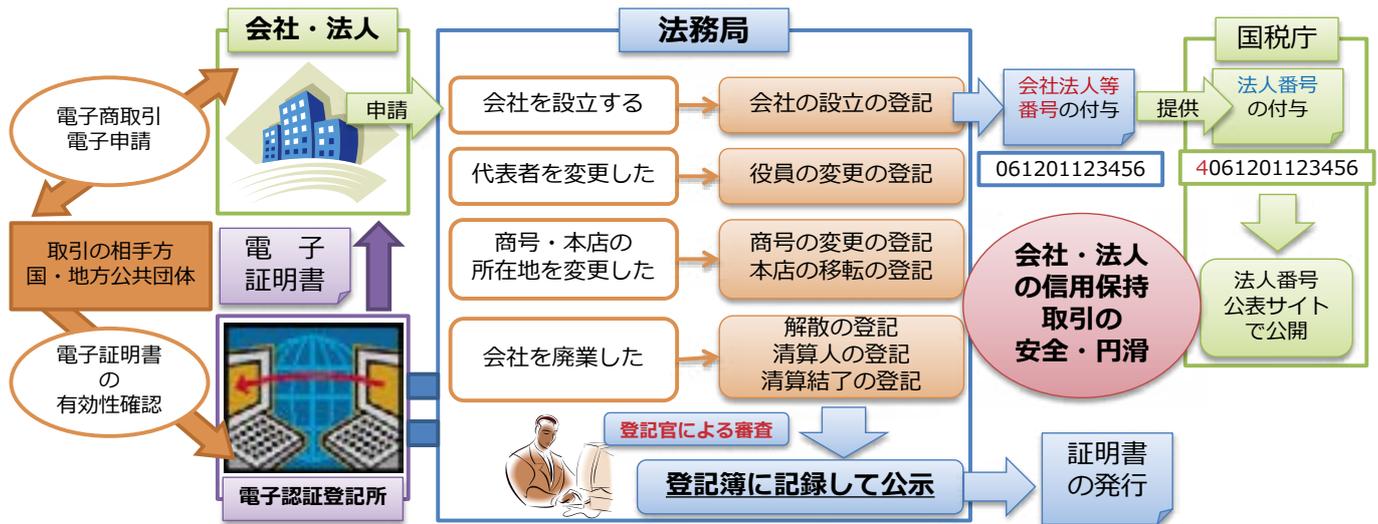
商業・法人登記及び電子認証制度

【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

【電子認証制度とは】

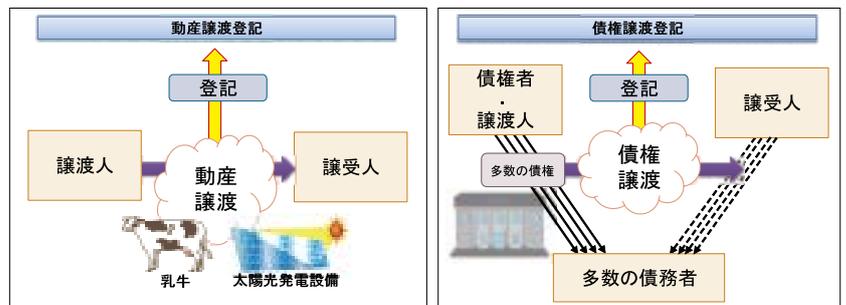
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



動産譲渡登記・債権譲渡登記

【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



成年後見登記



【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請などの受付、審査など、国籍に関する業務も行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあり、国籍に関する業務は極めて重要なものです。



～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html) においても紹介しています。

供託事務 ～預けて安心～

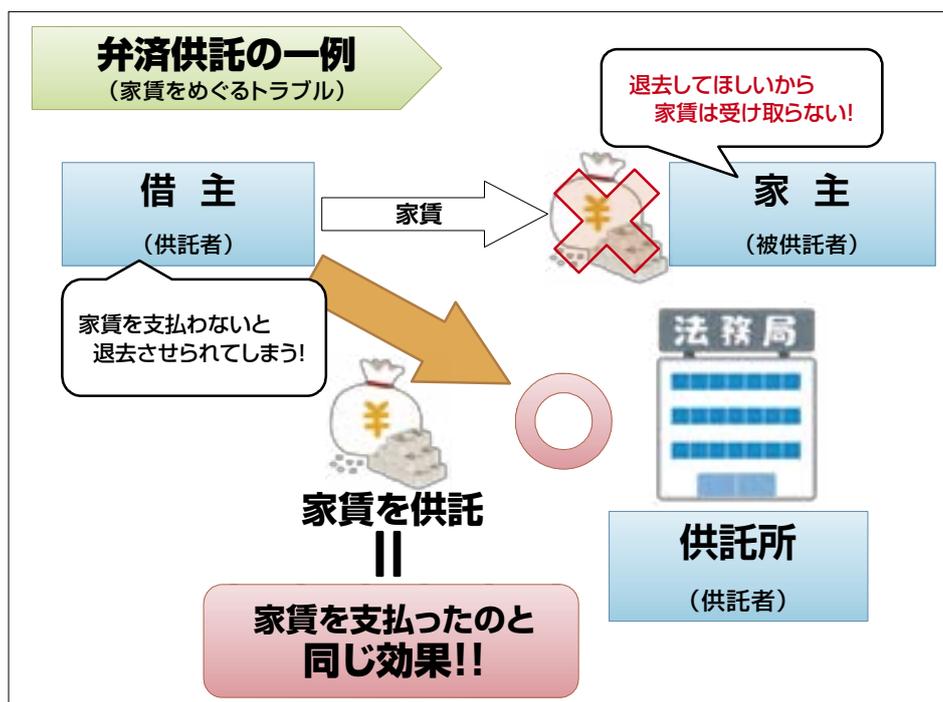
【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つ。人権の擁護は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



民間企業と連携した
啓発活動



子どもの人権 SOS
ミニレター（小学生用）

【活動内容】

法務局では、全国の約 14,000 人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。

このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

- ・アスベスト訴訟
- ・原爆症認定訴訟
- ・基地関係訴訟
- ・水俣病関係訴訟
- ・C型肝炎訴訟
- ・B型肝炎訴訟
- ・原子力関係訴訟
- ・福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・諫早湾干拓関係訴訟
- ・マイナンバー訴訟
- ・安保法制関係国家賠償請求訴訟
- ・旧優生保護法訴訟



模擬法廷

法務局における一般的なキャリアパス

< 係員相当職 >

- ・一般職員
- ・登記専門職

など



< 係長相当職 >

- ・係長
- ・登記官
- ・表示登記専門官
- ・訟務官

など



< 課長補佐相当職 >

- ・課長補佐
- ・統括登記官
- ・上席訟務官

など



< 課長相当職 >

- ・課長
- ・首席登記官
- ・訟務管理官

など



< 局長・部長相当職 >

- ・局長
- ・次長
- ・部長

など

18~
歳

3
歳

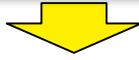
4
歳

5
歳

研修制度

地方
研修

<初等科研修> (約1か月間)
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



<中等科研修> (約2か月間)
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



<専修科研修> (約2か月間)
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養



<高等科研修> (約3か月間)
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

<中央測量技術講習> (約5か月間)
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

<登記専攻科研修> (約1か月間)
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

<訟務担当官研修> (約2週間)
訟務担当官として必要な専門的知識・技能を修得



<新任統括登記官研修> (約1週間)
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<新任課長研修> (約1週間)
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<専門科研修> (約2~3週間)
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<管理科研修> (約2週間)
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



<管理研究科研修> (約1週間)
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



講義形式



セミナー形式

中央
研修



研修所・千葉県浦安市

1年目（新規採用者）

札幌法務局民事行政部 法人登記部門
係員 山本 涼平



私は現在、札幌法務局法人登記部門において、調査・記入事務を担当しています。

出身大学では、経営学を学んでいたため、法律に対する知識が乏しく、法務局で勤務することに、少し抵抗のようなものもありましたが、法務局の業務説明会に参加した際に感じた職場の雰囲気の良さが決め手となり、受験させていただきました。

法務局の職場内では、思ったことや感じたことを何でも気軽に話せる雰囲気です。仕事の疑問についても、皆さん優しく、親切丁寧に指導して下さいます。

法務局には、商業登記の業務以外にも、不動産登記、人権擁護、供託、戸籍、訟務などの業務を経験できる機会があります。私は、今後、国民生活を多方面から支えることができる業務に携わっていけることが、今からとても楽しみです。

法務局に少しでも関心のある方は、是非、法務局の業務説明会や官庁訪問に足を運んでいただき、私が魅力的だと感じた法務局の職場の雰囲気を体感してほしいです。

皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

1年目（新規採用者）

福岡法務局八女支局
係員 森重 美郁



私は、現在、福岡法務局八女支局の総務係で、供託、庶務及び会計業務を担当しています。供託の業務では、供託の受入れ及び払渡手続についての審査や事務処理を担当しています。供託の申請があった際は、その申請が適法かつ有効であるかを、供託の根拠となる法律や通達等を確認の上、審査しています。供託の業務では、各種の法律を理解することが重要になりますが、私は、大学で法律を学ぶ機会が余りなかったため、それぞれの供託事案を法律に当てはめる難しさを日々痛感しています。しかし、上司や先輩方が基礎から丁寧に指導して下さるので、安心して業務に取り組むことができます。

また、支局で取り扱っている戸籍・人権擁護業務など、自分の担当業務以外についても経験する機会をいただき、法務局の様々な業務を勉強することができるので、毎日が充実し、やりがいを感じています。

私は、このパンフレットを参考にして志望先を検討しました。法務局の業務について少しでも興味をお持ちの方は、是非、業務説明会等にいらしてください。皆さんと仕事ができる日を楽しみにしています。

8年目（係員級）

大阪法務局訟務部租税訟務部門
係員 藤澤 和繁



私は、現在、訟務部租税訟務部門に所属しています。訟務部とは、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証などの活動を行う部署であり、私は、主に国の債権管理に関する訴訟を担当しています。

訟務部では、国として正しい主張・立証を行う必要があるため、専門的な知識が必要となりますが、上司や先輩職員、法曹資格者である訟務部付の指導を受けながら、日々研さんに励んでいます。自らが携わった事件で、裁判所に国の主張が認められると、担当者としての達成感はもちろん、大きな目で見ると、国民全体の利益に直結するという点で、スケールの大きい仕事だと感じます。

私は、これまで、法務局で登記、会計、国籍の業務に携わり、今年で入局8年目になります。法務局の業務は多岐にわたりますが、どの職場でも先輩方から温かい指導をいただき、安心して仕事をすることができました。また、様々な経験を積むことで、自らの成長を感じることもできる、非常にやりがいのある職場です。

法務局に興味をお持ちの方は、是非、業務説明会や官庁訪問にお越しいただき、法務局の魅力に触れてみてください。

27年目（係長級）

前橋地方方法務局人権擁護課
係長 田中 真澄



私が所属する人権擁護課では、人権啓発、人権相談、人権侵犯事件の調査救済の業務を行っています。私はこのうち主に人権への理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。具体的には、民間ボランティアの人権擁護委員や地元スポーツ団体等他組織と協力し、人権相談ダイヤルや相談窓口の周知等を行っています。啓発活動を行うには、まず日頃のコミュニケーションを通して人権擁護委員や他組織との信頼関係を築いた上で、様々なイベントの企画を練る必要があります。啓発イベント当日はスケジュール管理をし、また野外での啓発活動では天候に左右されることが多く、その場で活動内容を変更しなくてはならないこともあります。このような啓発活動を通して、啓発活動をするための企画力及び発想力、他組織との調整力、想定外の対応力等が身につくと実感しています。人権啓発は、人権侵害を未然に防ぐために不可欠な活動です。相談者が人権相談窓口を知ったきっかけが、啓発活動であると、啓発活動のやりがいを感じます。

38年目（課長級）

釧路地方方法務局登記部門
首席登記官 小田切 敦子



登記部門では、新規採用された若い職員から登記に精通したベテランの登記官までが一丸となって、国民の皆様から提出される登記申請の処理に当たっています。登記官は、適法な登記申請であると判断した場合、これを登記簿に記録して公示しています。国民の皆様の取引を安全で円滑なものとするため、登記申請を適正かつ迅速に処理する必要があります。そのため、職員は、各種研修、職場勉強会等により、法令等の理解を深めているほか、疑問な点は自身で調べ、あるいは職員間で協議し、あるいは登記官に確認して解消するなど、自己研さんに励んでいます。このほか、登記部門では、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の促進に取り組んでいます。法定相続情報証明制度は、亡くなられた方の法定相続人等の情報を登記官が証明するものであり、相続登記のほか、預貯金の払戻しや相続税の申告にも御活用いただいています。また、長期間相続登記がされていない土地の法定相続人を探索し、相続登記の申請を促すなどの新たな施策を実施しています。

登記部門では、国民の皆様のニーズに応えられるよう、日々、業務に取り組んでいます。興味がありましたら、是非業務説明会等にいらしてください。

41年目（局長・部長級）

高松法務局
局長 中崎 俊彦



初めての仕事は、地方方法務局の不動産登記事務でした。窓口を訪れた方からの質問に的確な回答もできないそんな私を先輩方は時に優しく時に厳しく指導していただき、社会人としても職業人としても成長できたものと感謝しております。その後、本省では、予算関係事務や立法事務等に携わる機会を得て、法務局の業務の重要性を再認識するとともに、様々な方との出会いを通して人生が豊かになったと感じています。

法務局の業務は、訟務、民事行政、人権擁護と広範囲にわたり、いずれも国民生活や社会・経済活動の基盤を支える極めて重要な役割を果たしております。そのため、社会のニーズを的確に捉え、行うべき施策や課題を見極めた上で、各種取組を行う必要があります。現在、新しい施策として長期相続登記未了土地の解消等にも取り組んでいます。

これらの業務に対応するためには、柔軟な発想や新たな視点で時代の変化に対応し行動することができる人材が求められます。若々しく、やる気のある人が、新しい仕事に果敢にチャレンジしてくれること期待しています。

仕事と育児の両立支援制度の活用

大阪法務局北大阪支局
登記調査官 小枝 譲



平成30年6月に妻が第三子を出産した際に、配偶者出産休暇（2日）、育児参加休暇（5日）とともに、育児休業を約1か月取得しました。第一子、第二子が出生する際には、これらの休暇制度等を利用することはなかったのですが、3人目の子どもを授かったことが判明した際に、改めて公務員の両立支援制度について確認し、職場の上司とも相談した上で、利用することを決めました。

その後、朝、長男を幼稚園の送迎バス乗り場まで送って行くために、朝の出勤時間を遅らせるとともに休憩時間を30分短縮する制度を利用しました。

何となく子どもは2人までと決めている家庭が多いように思われますが、法務局は、男性であっても、仕事と育児を両立するための制度が利用しやすい環境にあるので、たくさんの子供がほしいという方には、魅力的な官庁だと思えます。

妻が3人目の子を出産する際は、非常に大変だったのですが、現在は、大勢の家族に囲まれてとても幸せだと感じています。職場の恵まれた環境に感謝しつつ、今後も、仕事と育児に励んでいきたいと思っています。

<利用している（又は利用したことのある）制度>

- ・育児参加休暇（平成30年6月6日～同月12日）
- ・配偶者出産休暇（平成30年6月15日～同月18日）
- ・育児休業（平成30年6月19日～同年7月13日）
- ・育児時間（平成30年9月1日～同月30日 毎朝1時間）
- ・早出遅出勤務（平成30年10月2日～同年12月28日 毎朝30分）
- ・休憩時間の短縮（平成30年10月2日～同年12月28日 毎日30分）



広島法務局人権擁護部第二課
係員 木村 なつみ



私は、これまで、3人の子供を出産し、育児休業を3回取得しました。また、職場復帰後は、保育園への送迎等のため、休憩時間の短縮特例やフレックスタイムを利用しています。職場復帰の際は、利用可能な制度について、十分な説明を受け、安心して復帰することができました。

朝の時間帯は、子供の通園・通学の支度に手間取ることもありますが、様々な制度を利用することによって、心に余裕を持って出勤することができます。子供の発熱等で、保育園から急な呼出しがあることもありますので、日頃から効率よく仕事を進め、早退等をする際には他の職員にしっかり引き継ぐことを心懸けています。職場の皆さんの温かいフォローに助けられ、無事に一つの仕事をやり遂げたときは、達成感とともに、感謝の気持ちでいっぱいになります。

法務局では、職場の理解の下、家庭の環境に応じ、様々な制度が利用でき、安心して仕事と育児の両立ができる環境が整っています。これからも、周りの方々への感謝の気持ちを忘れず、子供の成長を見守りながら、仕事と育児に尽力したいと思っています。

<利用している（又は利用したことのある）制度>

- ・育児休業（平成24年1月4日～平成25年4月12日）
- ・育児休業（平成28年1月20日～平成29年3月31日）
- ・育児休業（平成30年5月21日～平成31年3月31日）
- ・休憩時間の短縮特例（平成27年4月6日～10月12日、平成31年4月15日～ 毎日30分）
- ・フレックスタイム（平成31年4月15日～）



ワークライフバランスの充実

仙台法務局職員課
係員 金田 泰裕



私は、法務局に採用されて4年目になりますが、仕事と私生活に「メリハリ」をつけることを大切

にして毎日過ごしています。私の楽しみは、旅行に行くことです。毎年、計画的に休暇を取得して国内外へ旅行に出掛けています。昨年の夏季休暇の際



には、同時に有給休暇も取得し、一週間程度のオーストラリア旅行を満喫することができました。羽を伸ばして非日常的な経験をすることで刺激を受け、心身ともにリ

フレッシュすることができました。また、趣味でジャグリングやスノーボードをしており、週末には趣味を通じて各地の友人たちと交流をしています。このように充実した余暇を過ごすことで、仕事にも良い影響を与え、意識を高くして仕事に取り組むことができていると感じています。法務局では、組織を挙げて効率的な働き方に取り組んでおり、休暇取得の積極的な働き掛けなどを行っています。私の周りの先輩や後輩も、ワークライフバランスを実現し、充実した毎日を送っているように感じています。これからも「メリハリ」を意識して、仕事のレベルアップと心身のリフレッシュを図っていきたいと思います。



名古屋法務局豊橋支局
登記専門職 橘 由貴



私は、平成22年4月に名古屋法務局へ採用されて9年目になります。何か趣味を始めたいと思い、高校生の時の部活動が吹奏楽部であったことから、5年前に地元の吹奏楽団に入りました。

楽器は、部活動の頃と同じくフルートを担当しています。

楽団に入ったばかりの頃は、久しぶりの合奏であったため、周囲と音程等を合わせるのに苦労しましたが、練習を重ねるにつれて合奏を楽しめるようになりました。

さらに、今はピッコロも担当しています。

音が高く目立つ楽器であるため、担当した当初はとても緊張しましたが、慣れてくるにつれて、その経験が仕事に対してもいききて、研修の講師や会議の司会を担当する際に

あまり緊張しなくなりました。

法務局では、全ての部署でワークライフバランスの充実を推進しており、楽団の練習が毎週木曜日にありますので、これに合わせて職場を定時に退庁して、毎回、練習に参加するなど、仕事と趣味を両立して、充実した毎日を送っています。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048) 851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029) 227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027) 221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市大字長野旭町 1108 長野第二合同庁舎	380-0846	(026) 235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	602-8577	(075) 231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742) 23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077) 522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 3 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058) 245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082) 228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083) 922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市東朝日町 192 番地 3	690-0001	(0852) 32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092) 721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095) 826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097) 532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099) 259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985) 22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022) 225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019) 624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017) 776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等	札幌市北区北8条西 2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
函館地方法務局	にお尋ねください。	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前 1条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166) 38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088) 822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

ひとりで
悩まず
相談してね



人KEN あゆみちゃん

人権相談 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番(通話無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911
- ・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

